平成13年3月28日条例第15号

改正

平成14年6月26日条例第28号 平成15年6月20日条例第19号 平成19年3月29日条例第14号 平成20年9月1日条例第18号 平成25年2月27日条例第1号 令和5年2月24日条例第3号

加西市議会政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項までの規定に基づき、加西市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 市長は、加西市議会における会派(所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。) に対し政務活動費を交付する。

(交付額及び交付の方法)

- 第3条 政務活動費は、毎年4月1日(議員の任期満了にあたる年度においては、一般選挙(解散に因る場合を除く)後の6月1日)における当該会派の所属議員数に年額10万円を乗じて得た額とする。
- 2 政務活動費は、毎年4月25日(議員の任期満了にあたる年度においては、一般選挙(解散に因る場合を除く。)後の6月30日)に交付する。ただし、その日が休日に当たるときは、翌日又は翌々日とする。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第4条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動に要する経費のうち、別表に定めるものに充てることができるものとする。

(経理責任者)

第5条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書の提出)

- 第6条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費収支報告書を作成し、領収書 等証拠書類を添えて、議長に提出しなければならない。
- 2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。
- 3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理 責任者であった者は、解散のときから20日以内に第1項の収支報告書を提出しなければならない。
- 4 議長は、第1項又は第3項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(政務活動費の返還)

第7条 市長は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において第4条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

(収支報告書の保存)

第8条 議長は、第6条第1項又は第3項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(透明性の確保)

第9条 議長は、第6条第1項又は第3項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年6月26日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年6月20日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の加西市議会政務調査費の交付に関する条例の規定は 平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月29日条例第14号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月1日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年2月27日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の加西市政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日 以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の加西 市政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例 による。

附 則(令和5年2月24日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第4条関係)

項目	内容
研究研修費	会派が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属する議員等
	が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費
	(会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等)
調査旅費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
	(交通費、旅費、宿泊費等)
資料作成費	会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費
	(印刷製本代、翻訳料、事務機器購入、リース代等)
資料購入費	会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRする
	ために要する経費
	(広報紙、報告書印刷費、送料、会場費等)
広聴費	会派が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見を吸収するための
	会議等に要する経費
	(会場費、印刷費)